

国立大学法人愛媛大学ジェンダー協働推進センター規程

令和5年2月8日
規則第 16号

国立大学法人愛媛大学女性未来育成センター規程（平成25年規則第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第21条の14第3項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学ジェンダー協働推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ジェンダー協働推進のための意識改革に関すること。
- (2) 職員及び学生に対する育児支援策の策定及び実施に関すること。
- (3) 女性職員のキャリア支援策の策定及び実施に関すること。
- (4) その他ジェンダー協働の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 若干人
- (3) センター員
 - ア 各学部から選出された教育研究評議会評議員、又は、副学部長（医学部にあっては、医学系研究科の副研究科長） 各1人
 - イ 各学部の専任教員 各1人
 - ウ 機構の専任教員 若干人
 - エ センター専任の職員
 - オ その他センター長が特に必要と認めた者

（センター長）

第4条 センター長は、本学の専任の教授のうちから、国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第5条 副センター長は、センター員のうちから、センター長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター員）

第6条 第3条第3号ア、イ及びウのセンター員は、当該教員が所属する部局等の長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。センター員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第7条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

3 センター員は、センター長が指示するセンターの業務を遂行する。

（運営委員会）

第8条 センターに、センターの運営に関する重要事項及び第2条に掲げる業務に関し必要な事項を審議するため、国立大学法人愛媛大学ジェンダー協働推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。
（連絡協議会）

第9条 センターに、本学がジェンダー協働推進のために取り組むべき活動及びその企画について協議するため、国立大学法人愛媛大学ジェンダー協働推進センター連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、次の各号に掲げる委員を持って組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) その他センター長が特に必要と認めた者

3 連絡協議会に議長を置き、センター長をもって充てる。

4 議長は、連絡協議会を招集し、主宰する。

（事務）

第10条 センターに関する事務は、総務部人事課において処理する。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。